

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
1 女性 基本方針 P17～ P19	1	「松江市男女共同参画推進条例(平成17年松江市条例第4号)」及び「第2次松江市男女共同参画計画(平成28年)」に基づき男女共同参画の一層の推進を図り、一人一人が性別の違いにより差別されことなく個人の尊厳が重んじられ、能力が発揮できる機会が確保できるようにします。また、DVその他性別に起因する暴力的行為を根絶します。	①学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を行います。 ②あらゆる暴力に関する正しい認識の普及と根絶について、市報やホームページ、情報誌等により周知を図ります。	①学校、家庭、地域、職場に関係する各種団体等に対して各種講座（女性のための再就職準備セミナー、仕事・子育て両立支援セミナー、男性講座、プリエール出前講座、プリエールミニ出前講座）を実施し、人権教育・啓発を行った。計23回 ②・松江市男女共同参画センター情報誌「プリエール」に、女性相談専用ダイヤルを掲載した。 ・市ホームページにて女性相談窓口を紹介した。 ・コロナ禍の中、DV被害の深刻化が懸念される状況を踏まえ、DV緊急Messageのチラシを更新し公共施設等に設置、配布した。	①より効果的な講座を検討する一方で、これまで以上に様々な場面や対象、地域に出向いた出前講座等きめ細やかな啓発を充実させていく必要がある。 ②今後も継続して相談窓口等を情報誌に掲載して周知を図っていく。	①学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を行います。 ②あらゆる暴力に関する正しい認識の普及と根絶について、市報やホームページ、情報誌等により周知を図ります。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画
	2	「松江市審議会等における女性の登用率向上のガイドライン」により、審議会等への女性の積極的な参画を図ります。また、各種専門知識や経験、市政参画の意欲を有する人の登録制度「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録促進と、審議会等の委員の改選時に活用を図ります。女性が、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりを進めるため、今後のまちづくりにおける女性リーダーとなる人材を発掘・育成する「松江市21世紀ウィメンズプロジェクト」の活動を支援します。	①審議会等への女性の積極的な参画を図るため、10月1日現在の女性の参画状況を調査します。 ②人材リストへの登録促進と、審議会等の委員の改選時における人材リストの活用を図ります。	①審議会等の女性参画についてR4年10月1日時点の参画状況を調査した。 ・市の附属機関の女性委員の割合 36.7%（R3 34.8%） ・要綱等により設置している審議会等の女性委員の割合 30.6%（R3 32.2%） ②女性委員の登用を行う際の参考となるよう、庁内連絡会議等で「まつえ男女共同参画人材リスト」の活用を促した。あわせて、登録者の推薦依頼を行い登録者の拡大を図った。 R4年度末登録者数： 94人、閲覧数： 4回	①ガイドラインに基づき、各課からの事前協議の徹底を図り、女性印の比率向上に努める。 ②人材リスト登録への協力依頼を市役所各課や各団体等に行うとともに、人材の発掘に努め、人材リストの登録拡充に努める。	①審議会等への女性の積極的な参画を図るため、10月1日現在の女性の参画状況を調査します。 ②人材リストへの登録促進と、審議会等の委員の改選時における人材リストの活用を図ります。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画 ・松江市審議会等における女性の登用率向上のガイドライン
	3	自主防災組織役員への女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した物資の備蓄を行うなど、環境の整備に努めます。また、災害時には、避難所運営委員会の男女の比率に配慮し、男女双方の視点に立った避難所の設置と運営を行います。	①出前講座等で自主防災組織役員の女性の参画を促します。 ②男女双方の視点やニーズに配慮した物資の備蓄に努めます。 ③出前講座によるローリング・ストック等で防災対策を行い家庭での実践を促すことで環境の整備に努めます。 ④男女の視点にたった災害時の避難所運営の重要性について普及を図るため、人権男女共同参画課と協力して「避難所運営ゲーム」（HUG）を開催します。	・出前講座実施回数：52回 ・そのうち、「避難所運営ゲーム」（HUG）実施回数：11回	新型コロナウイルス感染症流行により、出前講座の実施回数減となった。防災意識の啓発の機会が従来と比較し減少したことで、今後対面以外での防災意識啓発方法を検討する必要がある。 実施できた出前講座やHUG等により、女性の参画や男女の視点にたった避難所運営の普及活動に努めた。 感染症対策を踏まえ、リモートによるHUGを初めて実施した。 出前講座に参加する方が男性が多いことが課題であり、女性が参加しやすい時間帯の設定や内容するよう改善が必要。	①出前講座等で自主防災組織役員の女性の参画を促します。 ②男女双方の視点やニーズに配慮した物資の備蓄に努めます。 ③出前講座によるローリング・ストック等で防災対策を行い家庭での実践を促すことで環境の整備に努めます。 ④男女の視点にたった災害時の避難所運営の重要性について普及を図るため、人権男女共同参画課と協力して「避難所運営ゲーム」（HUG）を開催します。	・松江市地域防災計画
	4	男女共同参画の視点に立った意識づくりのため、地域の拠点施設である松江市男女共同参画センターでは各種講座を実施し、地域や団体などにおいて、子育て世代や高齢者など対象者に即した出前講座を実施します。	①男女共同参画センターで、子育て世代や高齢者など、その団体や地域のニーズにあった各種出前講座を実施し、男女共同参画の意識づくりを行います。	①男女共同参画センターにおいて、年間を通じ各種講座等を開催した。 ・女性のための再就職準備セミナー 1回 ・仕事・子育て両立支援セミナー 1回 ・男性講座 1回 ・プリエール出前講座 2回 ・プリエールミニ出前講座 18回	①より効果的な講座を検討する一方で、地域に出向いた出前講座等きめ細やかな啓発を充実させていく必要がある。	①男女共同参画センターで、子育て世代や高齢者など、その団体や地域のニーズにあった各種出前講座を実施し、男女共同参画の意識づくりを行います。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
1 女性 基本方針 P17～ P19	5	女性の就業継続や再就職・起業をめざす人を支援するため、関係機関と連携しながらセミナーなどを開催します。また、育児休業後の職場復帰や実際の就業につながる内容の各種講座を行います。起業したり、新しい分野でいきいきと活躍したりしている女性を情報誌等で積極的に紹介します。 女性の活躍に欠かせないワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを、経済界・労働界・教育機関と一体となって進めます。 男女共同参画の具体的な取組を宣言する「まつえ男女共同参画推進宣言企業」を募集し、取組事例等を広く市民に紹介し、企業の取組を促していきます。	①事業所等で行っている先進的な取組や、再就職や起業などのチャレンジにより活躍している女性を情報誌等で紹介し、情報発信に努めます。 ②「まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク」により、企業等における仕事と生活の両立支援の取組を推進します。	①男女共同参画センター発行の情報誌「プリエール」でまつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークの取組や、地域で活躍している女性を紹介した。 ②「まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク」の取組 ・継続してネットワーク活動の統一テーマ「働き方を見直そう」を掲げた。 ・情報誌で会員事業所の取組等を紹介した。 ・11月の労働月間に合わせ、市役所前に懸垂幕、総合体育館フェンスに横断幕を設置した。	①引き続き、様々な分野で活躍している女性の紹介に努める。 ②引き続き、ネットワークの推進団体や関係各課と連携して、ネットワークの周知・拡大に努める。	①事業所等で行っている先進的な取組や、再就職や起業などのチャレンジにより活躍している女性を情報誌等で紹介し、情報発信に努めます。 ②「まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワーク」により、企業等における仕事と生活の両立支援の取組を推進します。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画
	6	町内会自治会等の各種団体、民生委員・児童委員、学校の教職員及び保護者等を対象に、DV、性犯罪、売買春などの暴力の防止や適切な対応に関する講座・研修を行い、正しい知識の普及と暴力の根絶を呼びかけます。	①男女共同参画センターで、DV（デートDVを含む）に関する啓発講座を実施します。 ②町内会自治会等の各種団体などを対象にDVの防止等を踏まえた講座、研修を行います。	①② ・高校と連携してデートDVに関する啓発講座を実施した。 島根県立松江工業高等学校 168人	①② 今後も引き続き地域や各種団体、学校等に向けて、DV講座等の出前講座を呼び掛けていく。	①男女共同参画センターで、DV（デートDVを含む）に関する啓発講座を実施します。 ②町内会自治会等の各種団体などを対象にDVの防止等を踏まえた講座、研修を行います。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画
	7	人権擁護委員を対象として、男女共同参画に関する研修や情報提供を行います。	①人権擁護委員協議会に対し、男女共同参画や女性の人権に関する情報提供を行います。 ②「出前講座」のチラシを配布し、情報提供します。	①②人権擁護委員協議会へ出前講座についての情報提供を行った。	おおむね順調に推移	①人権擁護委員協議会に対し、男女共同参画や女性の人権に関する情報提供を行います。 ②「出前講座」のチラシを配布し、情報提供します。	
	8	デートDVを予防する講座を専門講師により実施します。また、松江市立皆美が丘女子高や島根大学等と連携して啓発講座を行います。	①高校や大学と連携して啓発講座を行います。また、低学年からの啓発が有効であるため、中学校への働きかけを行います。	①高校と連携してデートDVに関する講座を実施した（再掲）。 島根県立松江工業高等学校 168人 【再掲：「女性」取組の方向性6】	①今後も引き続き地域や各種団体、学校等に向けて、DV講座等の出前講座を呼び掛けていく。	①高校や大学と連携して啓発講座を行います。また、低学年からの啓発が有効であるため、中学校への働きかけを行います。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
1 女性 基本方針 P17～ P19	9	D V 防止の啓発のためのチラシ・リーフレットの活用や、市報・ホームページにより市のD V 対策を広く周知します。また、女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、情報誌に特集記事を掲載し、パネル展示等を行います。	①市報やホームページ、情報誌等により、あらゆる暴力に関する正しい認識の普及と根絶についての周知啓発を行います。 ②女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～同月25日までの2週間）には、集中的な広報活動を実施し機運の醸成に努めます。	①【再掲：「女性」取組の方向性1】 ・松江市男女共同参画センター情報誌「プリエール」に、女性相談専用ダイヤルを掲載した。 ・市ホームページにて女性相談窓口を紹介した。 ・コロナ禍の中、DV被害の深刻化が懸念される状況を踏まえ、DV緊急Messageのチラシを更新し公共施設等に設置、配布した。 ② ・市報11月号で「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて女性相談窓口を紹介した。また、同期間内に情報誌や啓発パネル展示を通じて同運動や女性の相談機関について紹介した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、松江城パープルライトアップ、市役所窓口職場等でパープルのマスクの着用、パープルのリボンツリーと啓発グッズを設置した。また、市民活動センター周辺街路樹へのパープルのリボンの設置、イオン松江ショッピングセンターでパネル展を行った。	①今後も継続して相談窓口等を情報誌に掲載して周知を図っていく。 ②今後も引き続き、あらゆる啓発の場をとらえて広報活動をしていく必要がある。	①市報やホームページ、情報誌等により、あらゆる暴力に関する正しい認識の普及と根絶についての周知啓発を行います。 ②女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～同月25日までの2週間）には、集中的な広報活動を実施し機運の醸成に努めます。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画
	10	松江市男女共同参画センターに相談員を配置し、様々な女性相談に応じます。また、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。国や県の相談機関と連携して相談に応じます。	①男女共同参画センターで、女性相談、法律相談、カウンセリングを行います。	①専任相談員を配置して、女性相談を実施した。（R4相談件数：477件） ・女性相談において、法制度の改正などに対応できるよう常に最新の情報収集に努めた。 ・相談者の必要に応じて、女性の弁護士による法律相談、女性の臨床心理士によるカウンセリングを実施した。（月各2回） （法律相談：53件、カウンセリング：49件）	市の他部署の相談窓口とも連携を図りながら、被害者の実情に応じた支援を行っていく。	①男女共同参画センターで、女性相談、法律相談、カウンセリングを行います。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画
	11	D V 被害者の自立に向けて、関連する各課が連携を強化し、被害者の実情に即した自立支援施策の適切な運用など、包括的な支援を行っていきます。	①松江市男女共同参画庁内連絡会議ドメスティック・バイオレンス等被害者支援連絡部会」において、D V 被害者の情報保護の徹底と自立支援等についての情報の共有化を図ります。 ②各種法制度等を弾力的に運用し、D V 被害者の実情に即した支援を行います。	①松江市男女共同参画推進庁内連絡会議ドメスティック・バイオレンス等被害者支援連絡部会を1回開催した（書面開催）。 ②住民票の異動をしなくても各種法制度等を弾力的に運用し、D V 被害者の実情に即した支援を行った。（松江市に住民票がなくても居住地で対応） ・男女共同参画センター女性相談へのDV相談件数 23件 ・家庭相談課ワンストップ手続き件数 72件	①②男女共同参画センター女性相談へのDV相談（支援に至らない相談なども含む）件数は、昨年度と比べ4件増加している。支援措置対象者や相談内容も複雑で家庭相談課や他課との連携、県女性相談センターや警察への対応が必要となっている。	①松江市男女共同参画庁内連絡会議ドメスティック・バイオレンス等被害者支援連絡部会」において、D V 被害者の情報保護の徹底と自立支援等についての情報の共有化を図ります。 ②各種法制度等を弾力的に運用し、D V 被害者の実情に即した支援を行います。	・松江市男女共同参画推進条例 ・第3次松江市男女共同参画計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
2 子ども 基本方針 P20～ P22	1	豊かな自然や歴史、文化、市内で取り組む様々な子育て支援など、松江市固有の資源を生かした就学前教育の新たな「松江モデル」を構築し、充実した家庭教育等を通した愛着形成の推進、体験を通したふさと教育の実施や小学校教育への円滑な接続等を検討し、実行計画を策定します。	①「松江らしい幼児教育の推進検討委員会」で提案された具体策を実施していきます。 ・「5歳児のご家庭もいっしょにステップ！」について、各現場からのフィードバックをもらい、毎年更新していきます。 ・教育・保育に係る地域の人材リストの作成に向けて、特定の地区で先行して取組、課題を検証・整理したのちに、他地区への展開方法の検討を行います。	①「松江らしい幼児教育の推進検討委員会」で提案された具体策の実施。 ・5歳児クラスの園児に配布する就学前の手帳「5歳児のご家庭もいっしょにステップ！」の内容について各現場から意見照会を行い、それをもとに内容の改訂を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、教育・保育に係る地域の人材リストの作成に向けて、特定の地区で先行して取組を実施することは見送ったが、引き続き関係者間での協議及び情報収集を行い次年度の実施に向けた調整を行った。	・第2期松江市子ども・子育て支援事業計画	①「松江らしい幼児教育の推進検討委員会」で提案された具体策を実施していきます。 ・「5歳児のご家庭もいっしょにステップ！」について、各現場からのフィードバックをもらい、毎年更新していきます。 ・教育・保育に係る地域の人材リストの作成に向けて、特定の地区で先行して取組、課題を検証・整理したのちに、他地区への展開方法の検討を行います。	・第2期松江市子ども・子育て支援事業計画
	2	策定した内容については次期「子ども・子育て支援事業計画(2020年～2024年)」に反映させ、関係機関との連携のもと、子育て支援をさらに充実させていきます。	①松江らしい幼児教育の推進策の具体策を実施し、PDCAサイクルにより事業評価をします。	①【2子ども 取組の方向性1】の事業によって提示された推進策を反映した「第2期 松江市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の点検・評価を行い、引き続き計画的かつ効率的な計画の推進に努める。	・第2期松江市子ども・子育て支援事業計画	①松江らしい幼児教育の推進策の具体策を実施し、PDCAサイクルにより事業評価をします。	・第2期松江市子ども・子育て支援事業計画
	3	「サポート会議」や「要保護児童対策協議会個別事例検討会議」等を通じて、庁内及び関係機関との連携を強化し、要保護児童対策協議会の活用を行いながら、特に、虐待の対応については、児童相談所と連携を密にして、適切な役割分担を行うことで、在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防と早期対応を行います。また、アセスメントセミナーや出前講座などにより、児童虐待の発生予防と啓発を行うとともに、子ども自身からの相談が出来るような環境づくりに向けて取り組みます。	①「子ども家庭総合支援拠点」としての機能強化を図ります。 ②松江市要保護児童対策協議会を設置、各目的別の会議を開催します。 1) 代表者会議：年1回 2) 実務者会議：年8回 3) 個別事例検討会議：必要時に適宜開催 ③幼稚園・保育所・小中学校・高校の職員や市保健師を対象とした「児童虐待防止セミナー」を開催します。（11月） ④民生児童委員等、地域の支援者を対象とした「出前講座」を実施します。	①「子ども家庭総合支援拠点」としての機能強化を図るため、職員が各種研修に参加し、児童虐待等の個別ケースへの対応力を高めました。 ②松江市要保護児童対策協議会を設置、各目的別の会議を開催しました。 1) 代表者会議：年1回 2) 実務者会議：年7回 3) 個別事例検討会議：必要時に適宜開催 ③幼稚園・保育所・小中学校・高校の職員や市保健師等を対象とした「児童虐待防止セミナー」を開催しました。（11月） ④民生児童委員等、地域の支援者を対象とした「出前講座」を実施しました。（年3回）	概ね順調に進捗。 引き続き、関係機関・地域との連携が必要である。	①「子ども家庭総合支援拠点」及び「こども家庭センター」としての機能強化を図ります。 ②松江市要保護児童対策協議会を設置、各目的別の会議を開催します。 1) 代表者会議：年1回 2) 実務者会議：年8回 3) 個別事例検討会議：必要時に適宜開催 ③幼稚園・保育所・小中学校・高校の職員や市保健師等を対象とした「児童虐待防止セミナー」を開催します。（11月） ④民生児童委員等、地域の支援者を対象とした「出前講座」を実施します。	・第2期松江市子ども・子育て支援事業計画
	4	「生徒指導サポート推進事業(不登校・問題行動・いじめ等)」の展開及び適応指導教室としての「青少年相談室(居場所づくり・学習保障・相談活動等)」の運営を柱とし、困難な課題を抱える子どもたちに対して、学校と連携しながら組織的に支援を進めていきます。	①児童生徒が抱える様々な課題に対し、適切な学校体制を構築するための支援（サポート会議の実施）や管理職及び生徒指導担当者を対象とした研修会を行います。また、いじめの未然防止に向け、アンケートQ Uを活用し、「親和的な学級集団づくり」の取組を行います。（各校の校内研修に指導主事を派遣します） ②青少年相談室に、室長（1名）、相談員等（5名）及び教科指導を行う特別教育相談員（7名）を配置します。	①児童生徒が抱える様々な課題に対し、組織的な生徒指導体制を構築するための支援（サポート会議の実施）や、管理職及び生徒指導担当者を対象とした研修会を開催した。また、アンケートQ Uを有効活用し、親和的な学級集団づくりやいじめの未然防止の取組を行った。（アンケートQUを用いた校内研修に指導主事を派遣した） ②青少年相談室に、室長（1名）、相談員等（5名）及び教科指導を行う特別教育相談員（7名）を配置し事業を運営した。	①不登校の課題や問題行動・いじめ等の問題への対応は、サポート会議等を開催することにより、学校と関係機関や地域の支援者が連携して対応することができ、改善に向かうケースが多く見られた。 ②青少年相談室においては、見学・通室希望が増加傾向にある。困難な課題を抱える児童生徒について、学校・保護者と相談室が適切な役割と関係を保ちながら、見通しをもった支援を行う必要がある。	①児童生徒が抱える様々な課題に対し、適切な学校体制を構築するための支援（サポート会議の実施）や管理職及び生徒指導担当者を対象とした研修会を行います。また、アンケートQ Uを活用し、いじめの未然防止や親和的な学級集団づくりの取組を行います。（各校の校内研修に指導主事を派遣します） ②青少年相談室に、室長（1名）、相談員等（5名）及び教科指導を行う特別教育相談員（7名）を配置します。	・松江市いじめ防止基本方針 ・松江市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
	5	教育相談体制を充実させるため「サポーター」を配置したり、「学習支援員」や「訪問相談員」を派遣したりして、家庭や地域、関係機関と連携した支援を行っています。	①サポーター（年間4回の研修会を実施）を市立小中学校24校（小学校12校、中学校11校、義務教育学校1校）に配置します。また、学習支援員や訪問相談員をケース派遣し、家庭や関係機関と連携した支援を行います。	サポーター（年間4回の研修会を実施）を市立小中学校24校（小学校13校、中学校11校、義務教育学校1校）に配置し、不登校児童生徒への個別対応等を行った。また、学習支援員を3ケースに、訪問相談員を2ケースに派遣し、学校と家庭、関係機関が連携して支援を行った。	サポーターを配置することで校内体制を整え、不登校児童生徒及び保護者に対し、より適切な支援や相談を継続して行うことができた。また、不登校で閉じこもりがちな児童生徒の自宅を学習支援員や訪問相談員が訪ね、再登校や学校での個別の支援につながった。	①サポーター（年間4回の研修会を実施）を市立小中学校25校（小学校13校、中学校11校、義務教育学校1校）に配置（兼務あり）します。また、学習支援員や訪問相談員をケース派遣し、学校や家庭、関係機関が連携した支援を行います。	
2 子ども 基本方針 P20～ P22	6	松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」の相談件数はここ数年3,000件から4,000件のところを推移しており、対応の難しい事例も多くなっています。このことを踏まえ、エスコのスタッフを充実させるとともに、多様な相談を総合調整し、よりよい相談につなげます。また、研修や事業を通して教職員の支援力の向上を図り、学校等における教育の充実に取り組みます。また、合理的配慮の提供のため、特別支援教育支援員等の人的支援の充実を図ります。	①保護者や所属所からの相談に対し、所属所への訪問や来所での相談に応じ、丁寧な相談に努めます。 ②乳幼児健診との連携や検査によるアセスメントを充実させるため、臨床心理士及び言語聴覚士のスタッフと協同して相談業務にあたります。 ③必要に応じ、関係機関と連携した組織的な相談対応に努めます。 ④学校教育課や子育て政策課と連携し、計画的に研修を進めます。 ＊保幼小中教職員等対象研修会等の開催：8講座 ⑤特別支援教育支援員25人を配置校26校（うち兼務1校）に配置します。	①保護者や所属所からの相談に対し、指導主事や教育指導講師、教育専門員や発達相談員等が訪問あるいは来所相談に応じ、丁寧な相談に努めた。 ・合計3,375件（幼児1,912件、小中1,457件、高校生以上6件） ②臨床心理士及び言語聴覚士のスタッフと協働し、相談業務にあたり、乳幼児健診との連携及び検査によるアセスメントを充実させ、早期からの気づきと支援体制の充実を図った。 ③必要に応じて、生徒指導推進室や家庭相談課等と連携し組織的な相談対応に努めた。 ④学校教育課や子育て政策課と連携し、計画的に研修を進めた。 ・保幼小中教員等対象研修会の開催：8講座 ⑤特別支援教育支援員25人を26校（うち兼務1校）に配置し、研修会を3回開催した。	新型コロナウイルス感染症対応として、研修の中止や規模の縮小したり、zoomによるオンライン研修とするなど予定を変更した。 引き続き、支援者の資質向上を図り、学校教育の充実を図り合理的配慮の提供を促すための取組や研修の工夫が必要である。	①保護者や所属所からの相談に対し、所属所への訪問や来所での相談に応じ、丁寧な相談に努めます。 ②乳幼児健診との連携や検査によるアセスメントを充実させるため、臨床心理士及び言語聴覚士のスタッフと協同して相談業務にあたります。 ③必要に応じ、関係機関と連携した組織的な相談対応に努めます。 ④学校教育課やこども政策課と連携し、計画的に研修を進めます。 ＊保幼小中教職員等対象研修会等の開催：9講座 ⑤特別支援教育支援員26人を27校（うち兼務1校）に配置します。	
	7	民生委員・児童委員等と連携し、子ども及び家庭への支援を行います。	①引き続き地域の見守り活動、各家庭への個別支援活動をととして、子ども及び家庭への支援を実施します。	民生委員・児童委員の相談・支援件数14,270件。内子どもに関することの相談・支援件数3,801件。	地区担当の民生委員・児童委員と主任児童委員の連携を研修等も活用し、より密に行っていく。	①引き続き地域の見守り活動、各家庭への個別支援活動をととして、子ども及び家庭への支援を実施します。	・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画
	8	パトロールやあいさつなどの「地域で子どもを見守る活動」を推奨します。	①地域安全推進員をはじめとした防犯ボランティア等が、児童、生徒の登下校時間帯を中心に、見守り活動を実施します。 ②青色回転灯パトロール車による防犯パトロール活動等を実施します。 ③「子ども110番の家」設置箇所の再点検を行うとともに、周知と活用指導を実施し、児童生徒の安全を確保します。	①地域安全推進員をはじめとした防犯ボランティア等が、児童、生徒の登下校時間帯を中心に、見守り活動を実施した。 ・地域安全推進員数 338人 ②警察・地域安全推進員等によるパトロール活動等を、のべ813人の参加により実施した。 ③「子ども110番の家」を1,315箇所設け、犯罪の抑止を図った。	概ね順調に進捗している。 引き続き、松江警察署・松江地区防犯協会との連携が必要である。	①地域安全推進員をはじめとした防犯ボランティア等が、児童、生徒の登下校時間帯を中心に、見守り活動を実施します。 ②青色回転灯パトロール車による防犯パトロール活動等を実施します。 ③「子ども110番の家」設置箇所の再点検を行うとともに、周知と活用指導を実施し、児童生徒の安全を確保します。	
	9	電子メディアが子どもに及ぼす影響を踏まえ、乳幼児の保護者や保育現場の職員等を対象に、専門家を派遣して研修会を行うなどの啓発活動を進めます。乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立や親子のふれあいの時間を増やし、子どもの心や言葉の発達を促すことをめざします。	①保育所等職員や保護者に対して乳幼児のメディア接触についての研修会を継続して実施し、啓発を図る。 予定回数 25回 【再掲：「家庭における取組」重点的な取組3】	島根のこどもとメディアを考える会の専門講師による研修会の実施 22回開催（22施設、延べ参加者数509人） 内容：乳幼児期の子どもの身体や脳の発達などメディアの及ぼす影響やメディアとの正しい付き合い方など 対称：保護者、職員、年中・年長児 【再掲：「家庭における取組」重点的な取組3】	保護者・職員向けの研修では、メディアの及ぼす様々な影響やスキップの重要性について具体的に学ぶことができ有意義だったとの意見が多数あった。また、園児向けの研修では、基本的な生活習慣にからめてメディアとのかかわり方について考えるよい機会となっている。 引き続き、同様の方針で実施する。 【再掲：「家庭における取組」重点的な取組3】	①保育所等職員や保護者に対して乳幼児のメディア接触についての研修会を継続して実施し、啓発を図ります。 予定回数 25回 【再掲：「家庭における取組」重点的な取組3】	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
	10	電子メディアとの望ましい接し方や自己コントロール力を育成するため、「メディア学習推進員」を希望する小学校に派遣したり、授業公開日にメディア学習を公開したりする等、発達段階に応じた継続的な指導を行います。 また、各校(学園)で児童生徒が作成したメディアルールを引き続き実践し、学校と家庭や地域社会及び各種団体等が課題意識を共有しながら行う連携した取組を推進します。	①「メディア学習推進員」6名と当課のメディア担当教育指導講師が、希望する小学校において発達段階に応じた題材で学級担任とのチームティーチング授業を行います。 ②各校（学園）の実態に応じたメディアルール・メディアコントロールウィークの推進をするとともに、各校の取組状況を調査集約し情報発信をします。	メディア学習推進委員6名と当課のメディア担当教育指導講師担任とともに行う授業を年間210回行い、電子メディアとの望ましい接し方など、発達段階に応じた授業を実施した。 各校(学園)の実態に応じたメディアルール・メディアコントロールウィークの取組状況を、発信することで、各団体が課題意識を共有することができた。	学級担任と、メディア学習推進員が、チームティーチング授業を行うことで、発達段階に応じた指導を行うことができた。 各校、各団体が課題意識を共有することで、学校が家庭や地域と連携を取って取り組むことができた。 今後も継続していく必要がある。	①「メディア学習推進員」6名と当課のメディア担当教育指導講師が、希望する小学校において発達段階に応じた題材で学級担任とのチームティーチング授業を行います。 ②各校（学園）の実態に応じたメディアルール・メディアコントロールウィークの推進をするとともに、各校の取組状況を調査集約し情報発信をします。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
3 高齢者 基本方針 P22～ P23	1	高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、警察等関係機関と連携して、地域の見守りネットワークを構築するなど、地域でともに支えあうまちづくりを「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等に基づき推進します。	①認知症サポーターの養成と交流の場づくりを行います。 ②見守りネットワーク協力事業者の拡充をします。 ③SOSネットワーク登録者の拡充をします。 ④引き続き各地域で説明会等を行い、新規組織設置に向けて取組を進めます。 また、公民館単位での組織化の提案等、地域の実情に応じた働きかけをします。	①認知症サポーター養成と活動の場づくりを実施 認知症サポーター養成講座：31回開催、744人参加 チームオレンジ（活動の場）設置個所：1カ所 ②見守りネットワーク協力事業者の拡大に努めた。 見守りネットワーク事業所：282事業所（累計） ③徘徊SOSネットワーク登録者増に向けて周知を行った。 徘徊SOSネットワーク登録者数：1,375人（累計） ④各地域に出向いて説明会等を行い、新規組織の立ち上げにつなげた。 ・新規組織設置数：1組織、累計組織設置数：211組織	①コロナ禍により養成講座の申し込みが令和3年度より減少。令和4年度は、オンライン開催や人数制限等の感染対策を行い、学校、企業、自治会、地域住民など多様な団体への開催に繋がった。 ②令和4年度は6事業者と新たに協定を締結した。また協力事業者の拡大と市民啓発を兼ね「高齢者見守り協力店」の普及啓発グッズを各事業所に配布した。 ③サポーター養成講座受講者、包括職員が関わる高齢者やその家族に対して登録勧奨を実施。今後も早期発見に繋げるため登録者増加の取組を推進する。 ④地域によって組織設置の状況が異なるため、設置が進んでいない地域に対し、より積極的に事業推進を図る必要がある。	①認知症サポーターの養成と交流の場づくりを行います。 ②見守りネットワーク協力事業者の拡充をします。 ③SOSネットワーク登録者の拡充をします。 ④引き続き各地域で説明会等を行い、新規組織設置に向けて取組を進めます。 また、公民館単位での組織化の提案等、地域の実情に応じた働きかけをします。	・松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画
	2	高齢者がその意欲や能力に応じ、就業やボランティア活動、スポーツや趣味など様々な分野で活躍し、健康で充実した生活を過ごすことができるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援していきます。	①シルバー人材センターの運営支援を通じ、働く意欲のある高齢者の就労・社会参加を支援します。 ②市と高齢者クラブが連携し、加入者増加の取組や、広報活動を推進します。また、高齢者クラブの活動を通じて地域づくりと高齢者の健康寿命の延伸を図ります。 ③感染症予防に取り組みながら、なごやか寄り合い支援事業による交流の場の充実を図るとともに、休止中の団体への再開支援を行います。 ④高齢者自身の介護予防への認識の高まりや、社会活動等に参加する元気な高齢者の増加に配慮しつつ、積極的な広報を行います。	①令和4年度シルバー人材センター会員数894人 ②令和4年度高齢者クラブ会員数10,495人 ③各地区のなごやか寄り合いを支援し、交流の場の充実、推進を図った。 実施団体：数302団体 実施回数：2,034回 参加者数：実5,078人 延21,100人 ④まめなかポイント事業について、コロナ禍でボランティアの受入を一時中止する対応があったことから、ポイントの繰り越し対応を行った。 登録活動者数 96人 登録活動団体数 206団体	①令和4年度の入会者が186名で、前年190名とほぼ同数であったが、退会者が192名で前年124名より大きく上回った。今後は入会促進に加え、退会者の抑制対策が必要である。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により活動の中止・縮小が余儀なくされた。また、会員の高齢化と併せて、企業における定年延長や再雇用などの影響もあり、会員数は近年減少傾向が続いている。地域での高齢者クラブの活動を担う次世代のリーダーづくりも必要である。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、休止中の団体への再開や新規立ち上げの支援を行い、前年度より回復傾向にある。 ④施設でボランティアを行う登録活動者の増加が課題である。	①シルバー人材センターの運営支援を通じ、働く意欲のある高齢者の就労・社会参加を支援します。 ②市と高齢者クラブが連携し、加入者増加の取組や、広報活動を推進します。また、高齢者クラブの活動を通じて地域づくりと高齢者の健康寿命の延伸を図ります。 ③なごやか寄り合い支援事業による地域の通いの場の充実を図るとともに、感染症拡大後休止中の団体に向けた再開・新規立ち上げを継続して支援します。 ④高齢者自身の介護予防への認識の高まりや、社会活動等に参加する元気な高齢者の増加に配慮しつつ、積極的な広報を行います。	・松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画
	3	高齢者などすべての人が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。また、地域の実情に応じて地域住民相互による日常的な見守りや生活支援など、地域における支えあう体制づくりを推進します。	①住民のより身近なエリアでの相談支援体制の構築のため、「ふくしなんでも相談所サテライト」設置を推進します。 ②生活支援コーディネーターによる担い手や社会資源とのマッチング等、地域への働きかけ支援を促進します。	①住民のより身近なエリアでの相談支援体制の構築のため、社会福祉法人等へ「ふくしなんでも相談所サテライト」設置の働きかけを行っている。 ②地域課題の把握と解決に向け、生活支援コーディネーターが公民館区で開催されている第2層協議会に係る取組に参加。また高齢者お役立ち情報による地域資源の周知や、シルバー人材センターやボランティアセンターとの連携による生活支援を行った。	・コロナ禍によりサテライト設置に向け必要となる研修等が十分に開催できていない。 ・高齢者に加え障がい者、児童、生活困窮者等、重層的な総合相談窓口機能を地域包括支援センターに付加したが、多様化、複雑化する課題に対応するため、相談支援体制の強化を図る必要がある。 ②住民主体サービスや地域住民による有償サービス、地域住民による「通いの場」が徐々に増えてきているが、移送課題を中心に地域ごとの課題は残されている。	①住民のより身近なエリアでの相談支援体制の構築のため、「ふくしなんでも相談所サテライト」設置を推進します。 ②生活支援コーディネーターによる担い手や社会資源とのマッチング等、地域への働きかけ支援を促進します。また、高齢者お役立ち情報の随時更新と周知や、介護保険サービスで支援困難なケースのインフォーマルサービスの活用推進を図ります。	・松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
3 高齢者 基本方針 P22～ P23	4	市民の認知症に対する理解を深めるための周知・啓発、認知症への早期対応の体制整備を推進します。また、認知症の人や家族への相談・支援、見守りの体制を強化します。	①認知症サポーター養成講座開催を各団体を働きかけ、サポーター数増加につなげます。 ②松江市主催の認知症カフェの継続実施、及び専門職や認知症家族の会を通じての相談・支援を行います。 ③認知症の早期発見・早期受診・予防につなげるため、継続して啓発活動を行います。 ④高齢者見守りネットワーク事業拡充のため協力事業所に加入促進を図ります。	①見守りネットワーク事業所を中心に認知症サポーター養成講座の開催の働きかけを行った。 認知症サポーター養成講座：31回開催、744人参加 ②市認知症カフェの開催、家族の会とも連携し参加された方への相談対応等を行った。 市認知症カフェ：9回開催、延95人参加 ③認知症疾患医療センターと共同で啓発用リーフレットを作成。また認知症ガイドブック（ケアパス）の見直しを行った ④見守りネットワーク協力事業者の拡大に努めた。 見守りネットワーク事業所：282事業所（累計）	①コロナ禍により養成講座の申し込みが令和3年度より減少。令和4年度は、オンライン開催や人数制限等の感染対策を行い、学校、企業、自治会、地域住民など多様な団体への開催に繋がった。 ②包括職員も毎回参加し、早期支援に繋がっている。なおコロナウィルスの感染状況を考慮し4月、7～8月は休止とした。 ③啓発用リーフレットは市・包括支援センター・疾患医療センター・ワクチン接種会場に設置。改版した認知症ガイドブックは市窓口や包括支援センター、認知症カフェでの周知に努めた。 ④高齢者の日常生活に関わる様々な業種の事業所に加入促進を図り、新たに6事業所（小売業、保険業等）と協定を結んだ。	①認知症サポーター養成講座開催を各団体に働きかけ、サポーター数増加につなげます。特に小・中・高校、大学生、専門学校などに通う若年世代に理解を深めてもらうため、講座開催の働きかけを行います。 ②松江市主催の認知症カフェの継続実施、及び専門職や認知症家族の会を通じての相談・支援を行います。 ③認知症の早期発見・早期受診・予防につなげるため、継続して啓発活動を行います。 ④高齢者見守りネットワーク事業拡充のため、不動産や小売業など、高齢者の日常生活に関わる様々な業種の事業所に加入促進を図ります。	・松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画
	5	高齢化の進展により、高齢者が消費者トラブルに遭遇するケースが増加しています。また、平成28年度実施の「松江市消費者教育に関する市民アンケート調査」の結果、消費者教育の必要性について特に認識が低い状況にあります。「松江市消費者教育推進計画(平成30年)」に基づき、高齢者見守りネットワークの協力事業者等に出前講座を行うなど、関係機関と連携して高齢者の被害防止に引き続き取り組みます。	①高齢者のなごやか寄り合い等での出前講座を開催します。 ②高齢者関係の集まりにおいて、啓発ビラ等を配布します。 ③高齢者の見守り用グッズを作成します。	①高齢者のなごやか寄り合い等での出前講座を開催した。 2回 28人 ②高齢者関係の集まりにおいて、啓発ビラ等を配布した。 ③高齢者の見守り用グッズを作成した。 チラシ560部	概ね順調に進捗。 新型コロナウイルス感染症のため、高齢者のなごやか寄り合い等での出前講座の開催が少なかったが、ワクチン接種会場にチラシや啓発グッズを設置するなどして啓発に努めた。 引き続き、関係機関と連携・協力して、高齢者の被害防止の啓発が必要である。	①高齢者のなごやか寄り合い等での出前講座を開催します。 ②高齢者関係の集まりにおいて、啓発ビラ等を配布します。 ③高齢者の見守り用グッズを作成します。	・第2次松江市消費者教育推進計画
	6	高齢者の権利を守り、市民一人一人の人権と尊厳が大切にされるよう、高齢者虐待の防止対策強化、「成年後見制度」や日常生活自立支援事業など権利擁護の取組の拡充等、高齢者が安心して生活できる環境づくり、体制づくりを進めます。	①養成講座を通じて、市民後見人の育成を図るとともに、出前講座の開催などで市民に向けた権利擁護に対する啓発を行っていきます。 ②市長申立の増加に対応するため、中核機関や関係機関とより一層連携して対応していきます。	①市民後見人養成講座（基礎・実務）を実施した。 修了者数 基礎21人、実務5人 ②成年後見人の市長申立を実施した。 申立件数21件	①講座受講後も市民後見人として活動できる人材を育成するために継続してフォローアップなどを行っていく必要がある。 ②市長申立の要請から、後見人等の選任までが円滑、迅速に進よう関係機関と連携して取り組む必要がある。	①養成講座を通じて、市民後見人の育成を図るとともに、出前講座の開催などで市民に向けた権利擁護に対する啓発を行っていきます。 ②市長申立の増加に対応するため、中核機関や関係機関とより一層連携して対応していきます。	・松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
4 障がいのあ る人 基本方針 P23～ P26	1	障がいのある人一人一人の人権尊重をあらゆる施策の基本とし、社会全体の人権意識の高揚を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつります。	①障がい理解や差別解消、合理的配慮推進に向けて、出前講座や障がい者週間での啓発活動を行います。 ②社会福祉協議会のあいサポート運動と連携して、障がいについての理解がある人材を増やしていきます。	①障がい理解や差別解消、合理的配慮推進に向けて、出前講座や障がい者週間での啓発活動を実施 ・出前講座の開催 16回 延666人 ・障がい者週間の取組等 広報での周知啓発 松江市総合体育館での展示 条例に基づく表彰 個人1件 ②社会福祉協議会のあいサポート運動と連携して、障がいについての理解がある人材の育成 ・あいサポーター研修の開催 38回 延1,555人	概ね順調に進捗。 障がい理解や合理的配慮の推進については、市や社会福祉協議会だけではなく、当事者団体、住民団体等との協働で進めていく必要がある。	①障がい理解や差別解消、合理的配慮推進に向けて、出前講座や障がい者週間での啓発活動を行います。 ②社会福祉協議会のあいサポート運動と連携して、障がいについての理解がある人材を増やしていきます。	・松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例
	2	ノーマライゼーションの理念のもとに、市民一人一人が主役となり共に生きることができる「完全参加と平等」の地域社会の実現をめざします。					
	3	本市では、平成19年3月に策定した「松江市障がい基本計画・松江市障がい福祉計画」に基づいて、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、就労の場の確保、教育環境の整備、早期療育、相談体制の確立、地域住民の意識啓発など地域が一体となった取組を推進します。	①松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び下部会議、松江市差別解消推進委員会において、関係機関、事業所等との協議により、各課題の対応についての検討、取組を進めています。	①松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び下部会議、松江市差別解消推進委員会において、関係機関、事業所等との協議により、各課題の対応についての検討を実施。 ・障がい者福祉専門分科会（1回） ・差別解消推進委員会（2回）	・引き続き、各関係機関・事業所の協議の体制を維持継続し、連携を強化していく。	①松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び下部会議、松江市差別解消推進委員会において、関係機関、事業所等との協議により、各課題の対応についての検討、取組を進めています。なお、上記分科会では第7期松江市障がい福祉計画と第3期松江市障がい児福祉計画の策定を行います。	・松江市障がい者基本計画 ・松江市障がい福祉計画・ 松江市障がい児福祉計画
	4	障がいのある人が、自らその居住する場所を選択し、住み慣れた地域で生き生きと生活するために、就労支援や保健・医療・福祉が一体となった福祉サービスの一層の充実により、自立と社会参加の充実を図ります。そして、わかりやすい情報の提供と、生涯学習や地域行事への参加等を通じた社会参加の支援、道路、公園や公共的施設のユニバーサルデザインやバリアフリー化を進め、障がいのある人にやさしいまちづくりや心のバリアフリーを推進します。	①各支援機関、事業所との連携により、障がい者の方が必要とする障がい福祉サービスを提供し、自立と社会参加を支援します。 ②障がいのある人が、地域での支援が受けやすくなるように、継続して関係機関、事業所の連携強化を進めるとともに、より良い地域生活支援のための体制構築について検討を行います。 ③「松江市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、特定施設整備におけるバリアフリーの確認を行うとともに、出前講座等を通じて心のバリアフリーを推進します。	①各支援機関、事業所との連携により、障がい者の方が必要とする障がい福祉サービスを提供し、自立と社会参加を支援。 ・福祉サービス受給者数2,529人 ②障がいのある人が、地域での支援が受けやすくなるように、継続して関係機関、事業所の連携強化を進めるとともに、より良い地域生活支援のための体制構築について検討。 ・相談支援事業所連絡協議会との意見交換会（1回） ・絆・エスコ・ウィッシュ連絡会（1回） ・相談支援専門員・ケアマネ合同事例検討会の開催（4回） ③「松江市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、特定施設整備におけるバリアフリーの確認を行うとともに、出前講座等を通じて心のバリアフリーを推進します。 ・条例に基づく届け出数 ・・18件 ・出前講座の開催 16回 延666人（再掲） ・あいサポーター研修の開催 38回 延1,555人（再掲）	概ね順調に進捗。 引き続き、各関係機関・事業所の協議の体制を維持継続し、連携を強化していく。 ハード・ソフト共にバリアフリーを推進していく。	①各支援機関、事業所との連携により、障がい者の方が必要とする障がい福祉サービスを提供し、自立と社会参加を支援します。 ②障がいのある人が、地域での支援が受けやすくなるように、継続して関係機関、事業所の連携強化を進めるとともに、より良い地域生活支援のための体制構築について検討を行います。 ③「松江市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、特定施設整備におけるバリアフリーの確認を行うとともに、出前講座等を通じて心のバリアフリーを推進します。	・松江市人にやさしいまちづくり条例 ・松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
4 障がいのある人 基本方針 P23～ P26	5	障がいについての正しい理解を普及していくことが、共生社会の実現には必要不可欠です。私たち一人一人の意識や地域のありようで、障がいの質や量は変わり得るものであり、適切な支援によって障がいのある人が持てる力を発揮できるよう、当事者団体とも連携して、広く理解・啓発を進めていきます。 そして、「松江市障がいのある人も共に住みよいまちづくり条例」に定める差別解消、相互理解の促進、各分野における合理的配慮の普及について取り組みます。 本市では、松江を訪れる障がいのある人や外国人に、「来てよかった、また行ってみたい」と思ってもらえるような「おもてなし」の取組を進めており、その一環として各地域で手話の普及を図ります。	①障がい理解や差別解消、合理的配慮の推進に向けて、出前講座を行います。 ②手話に対する関心や理解が広がるように、手話出前講座を継続して実施します。 ③障がい者差別解消法改正等に伴う差別解消条例の改正、手話言語条例の制定について検討を進めます。	①障がい理解や差別解消、合理的配慮の推進に向けて、出前講座の実施 ・出前講座の開催 16回 延666人 ②手話に対する関心や理解が広がるように、手話出前講座を継続して実施。 ・手話出前講座の開催 10回 延260人（※①の出前講座の内数となります。）	概ね順調に進捗。 障がい理解や差別解消、合理的配慮の推進については、市や社会福祉協議会だけではなく、当事者団体、住民団体等との協働で進めていく必要がある。	①障がい理解や差別解消、合理的配慮の推進に向けて、出前講座を行います。特にR6年度からの事業者の合理的配慮義務化についても周知を強化します。 ②手話に対する関心や理解が広がるように、手話出前講座を継続して実施します。 ③障がい者差別解消法改正等に伴う差別解消条例の改正、手話言語条例の制定について検討を進めます。	・松江市障がいのある人も共に住みよいまちづくり条例
		障がいは個人の抱える固定したものではなく、私たち一人一人の意識や社会のありようでその質や量が変わり得るものです。こうした障がいについての正しい理解を研修等を通して普及し、共生社会の実現に向けて取り組みます。 また、教育の場においては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の交流及び共同学習を推進し、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とします。	①3歳児健診の際に全保護者に、「すくすく子育てリーフレット」を配布する等、様々な相談の機会で、子ども理解や特別支援教育の理解に努めます。 ②全小学校1年生を対象にした「平仮名の読みのアセスメントと指導に関する実践」を6年目として推進し、2年生以降の支援について提案します。 ③特別支援学級の実践活動について、子どもたちの学びを保障する観点からの人材育成、人的配置、環境整備等、多方面から引き続き支えます。	①3歳児健診の際に全保護者に「すくすく子育てリーフレット」を配布した。(1,403人に配布) 日頃の子育てに活かしてもらうよう、子育てのポイントを加えた。 ②全小学校1年生を対象にした「平仮名の読みのアセスメントと指導に関する実践」を6年目として推進し、2年生以降の支援について提案した。 ③特別支援学級合同作品展が3年ぶりに開催され、障がいのある子どもたちの学習活動について広く伝える機会ができた。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒の安全確保や必要な介助、交流及び共同学習の充実のため、特別支援学級介助員を配置した。(16校、25人) 研修会を3回実施した。	概ね順調に進捗。 共生社会の実現に向けて、より一層の交流及び共同学習の推進や正しい障がい理解のための取組が必要である。	①3歳児健診の際に全保護者に、「すくすく子育てリーフレット」を配布する等、様々な相談の機会で、子ども理解や特別支援教育の理解に努めます。 ②全小学校1年生を対象にした「平仮名の読みのアセスメントと指導に関する実践」を7年目として推進するとともに、読み書きに困難さのある子どもの理解・指導・支援について提案します。 ③特別支援学級の実践活動について、子どもたちの学びを保障する観点からの人材育成、人的配置、環境整備等、多方面から引き続き支えます。	
		障がいのある人の虐待については、松江市障がい者虐待防止センターにおいて、虐待を受けた障がい者と養護者への支援と啓発を行います。	①虐待防止と早期対応のため出前講座等の啓発活動を行います。 ②障がい者虐待の通報・届出を受けた時は、被虐待者の支援と養護者への支援を速やかに行います。また、被虐待者には、自立した支援に向けて関係課、関係機関と連携して支援を行い、養護者については再発防止にむけ、支援を行います。 ③施設職員からの虐待については、被虐待者とその家族への支援を行うとともに再発防止に向け、関係課と連携を取り、指導等必要な対応を行います。	①虐待防止と早期対応のため出前講座等の啓発活動を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になりました。出前講座回数：2回 ②障がい者虐待の通報・届出を受けた時は、被虐待者の支援と養護者への支援を速やかに行いました。また、被虐待者には、自立した支援に向けて関係課、関係機関と連携して支援を行い、養護者については再発防止にむけ、支援を行いました。 ・養護者等からの虐待対応件数：10件 ③施設職員からの虐待については、被虐待者とその家族への支援を行うとともに再発防止に向け、関係課と連携を取り、指導等必要な対応を行いました。 ・施設虐待対応件数：2件	引き続き、コロナ感染症予防対策を行いながら虐待防止と早期発見のため出前講座を実施する必要がある。	①虐待防止と早期対応のため出前講座等の啓発活動を行います。 ②障がい者虐待の通報・届出を受けた時は、被虐待者の支援と養護者への支援を速やかに行います。また、被虐待者には、自立した支援に向けて関係課、関係機関と連携して支援を行い、養護者については再発防止にむけ、支援を行います。 ③施設職員からの虐待については、被虐待者とその家族への支援を行うとともに再発防止に向け、関係課と連携を取り、指導等必要な対応を行います。	・松江市障がい福祉計画 ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
5 同和問題 基本方針 p76～	1	我が国固有の人権問題である同和問題は、行政の責務として解決に向けた取組を行う必要があります。また、市民一人一人が、同和問題が現在も存在する人権問題であることを認識し、自らの課題として差別解消に取り組む必要があります。	①同和問題についての教育・啓発推進のため次の事業を実施します。 1) 学校等 ＊学校人権教育訪問や教職員に対する研修、人権教育活動推進校・園事業及び人権教育小中一貫活動事業など 2) 地域 ＊地域人権教育推進協議会や公民館と連携を図った人権教育の推進（研修会、先進地視察研修、啓発資料の作成・配布など） ＊「人権を考える市民の集い」や「市民人権講座」の開催、「市報松江」や人権啓発広報紙「Only One」、松江市ホームページなどの広報媒体の活用など 3) 企業等 ＊人権出前講座、松江公共職業安定所（ハローワーク）と連携した研修の実施、松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会への活動支援（研修、先進地視察等）など 4) 隣保館 ＊研修会等の開催、広報紙の発行等、来館・出張研修、講師派遣等の実施など	①学校等、地域、企業等、隣保館において、研修等のテーマに同和問題を取り上げた。（※新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、中止となった事業あり） 1) 学校等 ・学校人権教育訪問や教職員に対する研修、人権教育活動推進校・園事業及び人権教育小中一貫活動事業など 2) 地域 ・市民人権講座：1回 3) 企業等 ・人権出前講座：4回（職場内研修へ派遣） 4) 隣保館 ・研修会等の開催、広報紙の発行等、来館・出張研修、講師派遣等の実施など ・研修会（講演会）：菅田2回、松尾1回、福原1回 ・広報紙：年1回（各会館） ・会館だより：月1回（各会館） ・来館研修：菅田5回、松尾5回、福原9回 ・出張研修(講師派遣)：菅田3回、福原7回	リモートでも参加できる講演会や研修会を実施するなど、コロナ禍でも参加しやすい方法を検討していく必要がある。	①同和問題についての教育・啓発推進のため次の事業を実施します。 1) 学校等 ＊学校人権教育訪問や教職員に対する研修、人権教育活動推進校・園事業及び人権教育小中一貫活動事業など 2) 地域 ＊地域人権教育推進協議会や公民館と連携を図った人権教育の推進（研修会、先進地視察研修、啓発資料の作成・配布など） ＊「人権を考える市民の集い」や「市民人権講座」の開催、「市報松江」や人権啓発広報紙「Only One」、松江市ホームページなどの広報媒体の活用など 3) 企業等 ＊人権出前講座、松江公共職業安定所（ハローワーク）と連携した研修の実施、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会への活動支援（研修、先進地視察等）など 4) 隣保館 ＊研修会等の開催、広報紙の発行等、来館・出張研修、講師派遣等の実施など	
	2	部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために制定された「部落差別解消推進法」の施行を受け、法律の内容等の周知を図るとともに、「相談体制の充実」や「教育・啓発」を推進します。					
	3	同和問題を人権教育・啓発活動の重要な柱と位置付け、学校、地域、企業等あらゆる場における教育・啓発の推進を図ります。					
4	4	同和地区内外の交流活動を積極的に推進することにより、差別解消に向けた交流と連帯の輪を広げます。	①隣保館において研修会・視察研修等を通じて地区内外の交流を推進します。 ②地域と連携して敬老会、子ども会活動などを通じて交流の推進を図ります。	①隣保館において研修会等を通じて地区内外の交流を推進した。 ・研修会（講演会）：菅田2回、松尾1回、福原1回 ②地域と連携して交流の推進を図った。 ・地域交流事業：菅田10回、松尾20回、福原3回	概ね順調に進捗。 参加者が固定化していることから、参加者の呼びかけを含め、隣保館事業のあり方を検討する必要がある。	①隣保館において研修会・視察研修等を通じて地区内外の交流を推進します。 ②地域と連携して敬老会、子ども会活動などを通じて交流の推進を図ります。	・松江市立隣保館設置条例
	5	隣保館においては、地域における生活上の各種相談事業・地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業・交流事業等を、総合的に実施します。	①相談事業 ＊指導職員等を中心に各種相談に応じ指導・助言を行います。また、各種専門機関との連携強化を図ります。 ②地域交流事業等 ＊各種教室、会館まつりや周辺地域との交流事業に加え、高齢者や子どもなどを対象とした地域交流事業を実施します。 ③啓発事業 ＊様々な人権課題を解決していくために、人権啓発・情報発信の拠点施設として、広報紙を中心とした啓発活動を実施します。 ・広報紙 年1回 ・会館だより 月1回	①相談事業 ・指導職員等を中心に各種相談に応じ指導・助言を行った。また、必要に応じて各種関係機関との連携を図った。 ・相談件数：菅田94件、松尾64件、福原96件 ②地域交流事業・交流事業等 ・各種教室、周辺地域との交流事業に加え、高齢者や子どもなどを対象とした地域交流事業を実施した。 ・各種教室：菅田67回、松尾64回、福原82回 ・地域交流事業：菅田10回、松尾20回、福原3回 ③啓発事業 ・様々な人権課題を解決していくために、人権啓発・情報発信の拠点施設として、広報紙を中心とした啓発活動を実施した。 ・広報紙：年1回（各会館） ・会館だより：月1回（各会館）	概ね順調に進捗。 ①各種関係機関と連携を図りながら相談に応じ、指導助言を行うことができた。 ②対象地域においては世帯数の減、高齢化などの問題があり、今後、事業のあり方を検討する必要がある。 ③人権啓発・情報発信の拠点施設として、引き続き積極的に啓発事業を進める必要がある。	①相談事業 ＊指導職員等を中心に各種相談に応じ指導・助言を行います。また、各種専門機関との連携強化を図ります。 ②地域交流事業等 ＊各種教室、会館まつりや周辺地域との交流事業に加え、高齢者や子どもなどを対象とした地域交流事業を実施します。 ③啓発事業 ＊様々な人権課題を解決していくために、人権啓発・情報発信の拠点施設として、広報紙を中心とした啓発活動を実施します。 ・広報紙 年1回 ・会館だより 月1回	・松江市立隣保館設置条例

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
5 同和問題	6	同和地区における教育・文化活動を促進するとともに、自主的な学習活動の推進を図ります。	①隣保館を拠点に活動している自主的な学習活動団体に対し、差別に対する関心を高め、人権問題への理解がさらに深まるよう支援を行います。	①隣保館を拠点に活動している自主的な学習活動団体に対し、差別に対する関心を高め、人権問題への理解がさらに深まるよう支援を行った。	概ね順調に進捗。 引き続き隣保館との連携が必要である。	①隣保館を拠点に活動している自主的な学習活動団体に対し、差別に対する関心を高め、人権問題への理解がさらに深まるよう支援を行います。	
基本方針 P26～ P27	7	「えせ同和行為」など同和問題解決を著しく阻害する行為については、啓発、関係機関との連携を進め、その根絶を図ります。	①えせ同和行為根絶に関する資料やセミナーの開催案内等について松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会加盟企業へ情報提供を行います。 （再掲：「企業等における取組」重点的な取組5）	①えせ同和行為根絶に関する資料やセミナーの開催案内等について松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会加盟企業へ情報提供を行った。 （再掲：「企業等における取組」重点的な取組5）	概ね順調に進捗。 えせ同和行為はどのような行為か、新規加入の企業への啓発が必要である。	①えせ同和行為根絶に関する資料やセミナーの開催案内等について松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会加盟企業へ情報提供を行います。 （再掲：「企業等における取組」重点的な取組5）	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
6 外国人 基本方針 P28～ P29	1	国際交流員などの活動を通じ、他の国、地域の人々と交流し歴史や文化の理解を深める機会を設けるなど、国際交流事業の推進により、お互いの国、地域の価値や魅力を再認識し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現に努めます。 また、その異文化理解をもとに、日本文化を見つめなおし、世界に目を向けた柔軟な発想と広い視野を持つ人材を育成します。	①外国人住民が地域の人々と交流し、互いの国の文化に触れ、理解し合う機会を提供します。 ②6人の国際交流員が母国の文化を紹介し、日本と自国の文化や生活習慣の違いを理解してもらう講座を実施します。 ③友好都市との文化交流、青少年交流などを通し、互いの文化、価値観などへの理解を深める機会を提供します。	①多文化共生イベント 全3回 参加者105人（外国人住民による国際理解講座は未実施。） ②出前講座 75回 参加者のべ2,389人 自主企画講座 10回 参加者のべ174人 その他、Youtubeにて「国際交流員ワクワク動画」を作成 19回配信 年間視聴回数 4万6千回 ③皆美が丘女子高校と中国杭州市にある姉妹校のオンライン交流や、中国吉林市と本市の中学生の卓球をテーマにした動画での交流等を行った。	①②についてはおおむね順調に進捗。③については海外との往来が困難な状況が続いていたことから、オンラインや動画等での交流を実施した。	①外国人住民が地域の人々と交流し、互いの国の文化に触れ、理解し合う機会を提供します。 ②6人の国際交流員が母国の文化を紹介し、日本と自国の文化や生活習慣の違いを理解してもらう講座を実施します。 ③友好都市との文化交流、青少年交流などを通し、互いの文化、価値観などへの理解を深める機会を提供します。	松江市多文化共生推進プラン
	2	外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報の提供、相談体制や日本語教育の充実、都市サインの外国語表示の推進などにより、外国人住民が地域の中で安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めます。	①多言語で市政情報などの発信を行います。 ②外国人相談窓口として、外国人住民の相談体制の構築を図ります。 ③SNSを通じて、多言語により行政情報、イベント情報等を配信します。 ④外国人住民を対象とした、防災訓練を実施します。 ⑤外国人住民等への接遇向上のため、市職員向けのやさしい日本語研修を実施します。 ⑥日本語教室との連携を図るための事業を実施します。	①「外国人生活ガイドブック」の改訂版を発行した。 ②相談件数 142件 ③Facebook（英語・やさしい日本語）による情報発信を行った。 ④外国人住民向け防災訓練、交通安全講座を実施した。 ⑤市職員向けやさしい日本語研修 参加者77名 ⑥日本語教室と連携して多文化共生イベントを実施した。	引き続き多言語での情報発信を実施した。 市ホームページへの自動翻訳機能導入など、市全体で取組を進めている。	①多言語で市政情報などの発信を行います。 ②外国人相談窓口として、外国人住民の相談体制の構築を図ります。 ③SNSを通じて、多言語により行政情報、イベント情報等を配信します。 ④外国人住民を対象とした、防災訓練等の講座を実施します。 ⑤外国人住民等への接遇向上のため、市職員向けのやさしい日本語研修を実施します。 ⑥日本語教室との連携を図るための事業を実施します。	松江市多文化共生推進プラン
	3	「ヘイトスピーチ解消法」の施行を受け、法律の内容等の周知に努めるとともに、外国人に対する差別的言動の解消を推進するために、法律に謳われている「相談体制の整備」や「教育・啓発」に取り組みます。	①法務省作成のポスター、チラシを公共施設等で掲示します。 ②人権啓発広報紙、企業研修・出前講座、市民人権講座等において「ヘイトスピーチ解消法」施行の啓発をします。	①法務省作成のポスター、チラシを公共施設等で掲示した。 ②外国人に関する人権について、出前講座において啓発を行った。	おおむね順調に進捗。	①法務省作成のポスター、チラシを公共施設等で掲示します。 ②人権啓発広報紙、企業研修・出前講座等において「ヘイトスピーチ解消法」施行の啓発をします。	
	4	子どもたちに対し、外国語活動や英語科、社会科や総合的な学習の時間から外国の文化や外国人についての認識を深め、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し、異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育を進めると	①学校訪問を活用し、外国語・外国語活動や英語科、社会科等の授業で外国の文化や外国人について子どもたちの理解が深まるように指導助言を行います。 ②外国語指導助手(ALT)を全校に配置します。	○外国語教育に係る訪問指導を26回実施した。 小学校の外国語科・外国語活動、中学校及び高等学校の英語科の授業では、言語の習得だけでなく、他国の文化や習慣等を理解、尊重する児童生徒を育成することが重要であると指導助言を行った。 ○市立学校に16名の外国語指導助手（ALT）を配置した。 ○市立学校に在籍する日本語指導が必要な	○令和2年度より小学校の外国語科・外国語活動の授業数や学習内容が大きく拡充された。外国語科の教科書には様々な国や文化が取り上げられ、互いの気持ちや考えを伝え合う活動を意識した授業づくりに取り組まれつつある。 ○全校にALTを配置することにより、授業だけでなく学校生活の中で外国人と触れ合う機会を設けることで、より深い国際理解や異文化理解への意欲につながった。 ○GIGAスクール構想により整備されたICT機器（タブレット、電子黒板等）を活用し、外国の文化についてより深い理解につながる授業展開を考える	①学校訪問を活用し、外国語・外国語活動や英語科、社会科等の授業で外国の文化や外国人について子どもたちの理解が深まるように指導助言を行います。 ②外国語指導助手(ALT)を全校に配置します。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
		もに、共に生きていく態度の育成や向上に努めます。	③日本語指導が必要な外国人児童生徒等の支援を行います。	〇市立子校に住籍する日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が日本語を用いて学校生活を営み、学習に取り組むことができるよう「日本語指導員」や「日本語指導協力員・支援員」を派遣し、支援を行った。（対象児童生徒数延べ15名）	必要がある。 〇対象児童生徒15名中7名に対しては、教科にかかわる日本語指導を実施し、教科の内容理解の定着に努めた。8名については、日本語による日常会話が可能（初期指導段階の終了）となるなど、一定の成果が得られた。今後も、関係部署との連携を図り、初期指導後の日本語と教科の統合学習指導について強化する必要がある。	③日本語指導が必要な外国人児童生徒等の支援を行います。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
7 患者及び 感染者等 基本方針 P29～ P30	1	ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発のため、ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問・交流などを事業とする「島根県藤楓協会」と連携を深めるとともに、各種人権研修等の一環として療養所の訪問等を取り入れます。	①島根県や島根県藤楓協会と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行います。 ②関係機関と連携を深め、各種人権研修等を行います。	・島根県や島根県藤楓協会と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発。	・島根県藤楓協会が作成したリーフレット等を活用した普及啓発により、正しい知識の習得につながっている。	①島根県や島根県藤楓協会と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行います。 ②関係機関と連携を深め、各種人権研修等を行います。	
	2	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」の趣旨に沿って、各種感染症や様々な疾患に対する正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。また、H I Vや肝炎ウイルスの検査を匿名で実施し、不要な不安を取り除いたり正しい理解の啓発を図ります。若い世代に対しては、学校等と連携した啓発事業をすすめ、H I V感染症や性感染症についての正しい知識や予防等の教育・啓発を進めます。	①各地区の健康教室や相談において、感染症の正しい知識や予防について啓発を実施します。 ②若い世代に対して、学校等と連携した啓発活動を行います。 ③感染者やその関係者に対する偏見や差別を予防するため、新型コロナウイルス感染症を含め、感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発に努めます。	・各地区の健康教室や相談において、感染症の正しい知識や予防について啓発を実施。 ・各感染症の啓発週間等に併せ、各種学校や関係機関にポスター配布による啓発を実施。 ・世界エイズデーに市立皆美が丘女子高校、国際ソロプチミスト松江と連携しリーフレット等配布による街頭啓発活動を実施。 ・松江保健所におけるHIV検査（匿名）の実施：61件 ・松江保健所における肝炎ウイルス検査（匿名）の実施：4件	・各地区において、健康教育や相談を実施。 ・市ホームページや広報で市民に周知。 （成果） ・日常生活上での感染リスクをより減らすための行動指針を、市民に分かりやすく周知したり、若い世代へ効果的に啓発したりするため、SNSなどを活用した啓発を実施した。	①各地区の健康教室や相談において、感染症の正しい知識や予防について啓発を実施します。 ②若い世代に対して、学校等と連携した啓発活動を行います。 ③感染者やその関係者に対する偏見や差別を予防するため、新型コロナウイルス感染症を含め、感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発に努めます。	
	3	松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、患者の権利を尊重した診療を推進します。	①「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、患者の権利を尊重した診療を実施します。	①全職員が基本方針等を念頭に置き業務にあたることで、患者さんの権利を尊重し、安心して治療を受けられる環境づくりに努めた。	順調に進捗	①「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、患者の権利を尊重した診療を実施します。	・松江市立病院基本方針 ・患者の権利宣言
	4	インフォームドコンセントやセカンドオピニオンについて啓発を推進します。	①医療安全相談業務における患者等への助言など、相談対応を通じた啓発に努めます。	R4医療安全相談件数 76件 （松江保健所39件、保健衛生課37件）	引き続き、個別の相談に対応した啓発を継続する。	①医療安全相談業務における患者等への助言など、相談対応を通じた啓発に努めます。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
8 インターネットにおける人権侵害 基本方針 P31～ P32	1	児童生徒に対しては、教科や特別活動の授業を通して「情報モラル教育」を実施します。併せて教職員や保護者を対象とした研修会・講演会を開催し、正しい知識の普及・啓発を進めていきます。	①児童生徒の実態に応じて「授業」だけでなく学校生活全体での取組を推進します。 ②希望する小学校に「メディア学習推進員」を派遣し、情報モラルに関する授業を実施します。 ③教職員や保護者を対象とした研修会を実施します。 7月1日（金）：教職員対象研修会 7月2日（土）：保護者対象講演会 講師：鳥取県情報教育サポーター 今度珠美氏 ④各校メディア教育の取組について全学校で情報共有します。	各小学校で、メディア学習推進員と学級担任による、情報モラルに関する授業を実施した。また、中学校でも、講師を招き講演会等を行った。 教職員や保護者を対象とした研修会を以下のとおりの日程で実施した。 7月1日（金）：教職員対象研修会 7月2日（土）：保護者対象講演会 講師：鳥取県情報教育サポーター 今度珠美氏 各校のメディア教育の取組状況を集約し、状況や課題について共有を図った。	メディア学習推進員と行う授業を、授業公開日に行うことで、保護者にも、情報モラル教育を知ってもらう良い機会になった。 メディア教育研修会及び講演会により、教職員及び保護者に正しい知識の普及・啓発をすることができた。今後もPTA連合会等と連携し、多くの保護者に参加してもらう必要がある。 各校のメディア教育担当者が情報共有することで、お互いの様子を知ることができたり、取組の参考にすることができた。	①児童生徒の実態に応じて「授業」だけでなく学校生活全体での取組を推進します。 ②希望する小学校に「メディア学習推進員」を派遣し、情報モラルに関する授業を実施します。 ③教職員や保護者を対象とした研修会を実施します。 6月30日（金）：教職員対象研修会 7月1日（土）：保護者対象講演会 講師：鳥取県情報教育サポーター 今度珠美氏 ④各校メディア教育の取組について全学校で情報共有します。	
	2	正しい情報を主体的に判断して活用できるように、インターネットの利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに自分の人権を守ること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。	①企同協研修会等においてインターネットをテーマにとりあげます。	・企同協研修会において「インターネットと人権」をテーマとした研修会を実施した。（動画配信で実施、視聴回数127回） ・「インターネットと人権」をテーマとした出前講座を実施した。	おおむね順調に推移	①「インターネットと人権」をテーマとした出前講座等を実施します。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
9 性自認・ 性同一性 障害に関 わる人権 問題 基本方針 P32～ P33	1	性自認・性同一性障害について、関係機関と連携した啓発活動を行い、関心を高め誤りのない認識の普及に努めます。	①各種研修・出前講座等を実施します。 ＊地域社会（市民人権講座、松江市地域人権教育推進協議会連合会研修会など） ＊企業（松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会や松江公共職業安定所主催の研修会、出前講座など） ＊市職員や教職員研修 ②広報媒体の活用により啓発を行います。	①出前講座で実施。（4回）、企同協で「LGBTQ+」研修会を実施。 ②企同協だよりに掲載し、啓発行った。	おおむね順調に推移	①各種研修・出前講座等を実施します。 ＊地域社会（市民人権講座、松江市地域人権教育推進協議会連合会研修会など） ＊企業（松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会や松江公共職業安定所主催の研修会、出前講座など） ＊市職員や教職員研修 ②広報媒体の活用により啓発を行います。	
	2	偏見や差別のない中で、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。					
	3	性別違和を感じる子どもに限らず、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員への正しい知識の普及と理解促進に努めます。	①松江市小学校・中学校養護部会や松江市学校保健会(性に関する指導部会)等において、理解促進の啓発を行います。	各養護部会において、理解促進の啓発を行った。松江市学校保健会(性に関する指導部会)においては、講演のみのWEB開催となったため、啓発の機会がなくなってしまった。	今後も継続してさらに啓発を行っていく必要がある。	①松江市小学校・中学校養護部会や松江市学校保健会(性に関する指導部会)等において、理解促進の啓発を行います。	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
10 災害に伴う人権問題 基本方針 P34～ P35	1	情報の伝達方法について、視覚や聴覚に障がいのある人や日本語の理解が困難な人に対してそのニーズを把握しながら、情報伝達方法の多様化を図っていきます。	①防災メールの登録促進について、出前講座や防災訓練に携帯電話を持って来てもらい、具体的に登録方法などを説明し、その場で登録を行ってもらいます。また、PTA連合会や高齢者のためのスマホ教室など、説明する機会を増やし、防災メールの登録促進を図っていきます。 ②外国人住民を対象とした防災訓練などを実施し、課題、問題点の把握を行います。 ③Twitterを活用した情報発信を行います。 ④音声版市報（DAISY）の作成・配布をします。 ⑤ホームページのウェブアクセシビリティチェックを行います。ホームページを全面リニューアルし、見やすいホームページにします。	①防災メール登録件数：12,094人 出前講座、PTA連合会、高齢者のためのスマホ教室等で防災メールの登録を促した。 ②外国人を対象とした出前講座を実施 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外国人を対象とした防災訓練の中止 ③松江市防災情報Twitter フォロワー数6,200 ④毎月作成。市報の発行日（毎月1日）に合わせて希望者へ送付。 ⑤職員向けのCMS操作およびウェブアクセシビリティの研修を行い、5年2月～3月にかけてウェブアクセシビリティのチェックおよびその改善を行った。	①防災メール登録の案内をチラシ配布により実施したが、その場で実際に登録してもらう方が、より登録をしていただける。また、PTA連合会や高齢者のためのスマホ教室など様々な機会を通じて登録促進を図ることができた。 ②外国人向けの出前講座では、資料作成に苦慮するため、他課との連携が必須であった。 ③Twitterの自動翻訳機能による多言語配信ができた。また、フォロワー数も増加傾向であり、防災メールの登録促進に併せて広報を行っていく。 ④送付希望者は3月末時点で31人。 ⑤前年度に引き続き、「松江市ホームページはJISX8341-3:2016の適合レベルAAに準拠している」との試験結果を得ることができた。	①防災メールの登録促進について、出前講座や防災訓練に携帯電話を持って来てもらい、具体的に登録方法などを説明し、その場で登録を行ってもらいます。また、PTA連合会や高齢者のためのスマホ教室など、説明する機会を増やし、防災メールの登録促進を図っていきます。 ②外国人住民を対象とした防災訓練などを実施し、課題、問題点の把握を行います。 ③Twitterを活用した情報発信を行います。 ④音声版市報（DAISY）の作成・配布をします。 ⑤ホームページのウェブアクセシビリティチェックを行います。	・松江市地域防災計画
	2	各地域で結成されている、様々な団体・組織が連携し、高齢者や障がいのある人などを災害から守ることができるよう推進します。	①関係機関と連携して、外国人住民を対象とした防災訓練などを実施します。 ②引き続き各地域で説明会等を行い、新規組織設置に向けて取組を進めます。また、公民館単位での組織化の提案等、地域の実情に応じた働きかけをします。	①新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外国人を対象とした防災訓練は中止となった。 ②要配慮者支援推進事業や、避難行動要支援者名簿の活用をテーマとして説明会を行い、各地域の要配慮者支援体制の強化を行った。 出前講座実施回数：4回	①新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い訓練が中止となった。 ②地域によって組織設置の状況が異なるため、設置が進んでいない地域に対し、より積極的に事業推進を図る必要がある。	①関係機関と連携して、外国人住民を対象とした防災訓練などを実施します。 ②引き続き各地域で説明会等を行い、新規組織設置に向けて取組を進めます。また、公民館単位での組織化の提案等、地域の実情に応じた働きかけをします。	・松江市地域防災計画 ・松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画 ・松江市要配慮者支援推進事業補助金交付要綱
	3	「避難所運営マニュアル」を随時見直していき、住民と行政が連携する研修・訓練を実施し、人権の観点での避難所運営について、地域等で啓発・普及を図ります。	①出前講座や各地区の防災訓練の中で、避難所運営ゲーム（HUG）を活用し、その地域に応じた避難所運営について理解・知識を深めるよう支援します。 ②新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえた安心・安全な避難所運営に努めます。	①「避難所運営ゲーム」（HUG）実施回数：11回 ②新型コロナウイルス等の感染症対策を盛り込んだ避難所運営の手引きを作成し、手引きを基に職員への研修を行った。	①高校生の授業でHUGを実施し、自分の通学している学校が避難所として開設したときの人権に配慮した運営について、理解し、知識を深めていただくよう支援を行った。 ②引き続き新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえた避難所運営を行っていく必要がある。	①出前講座や各地区の防災訓練の中で、避難所運営ゲーム（HUG）を活用し、その地域に応じた避難所運営について理解・知識を深めるよう支援します。 ②新型コロナウイルス等の感染症対策を踏まえた安心・安全な避難所運営に努めます。	・松江市地域防災計画 ・避難所運営マニュアル
	4	人権啓発や学校人権教育において、災害に関わる人権課題について教育や啓発のテーマに盛り込みます。	①効果的な出前講座となるよう、関係部署と連携を図ります。	①出前講座等の内容を踏まえ、関係する部署と連携し、啓発活動に取り組んだ。	①引き続き連携を図りながら取り組む必要がある。	①効果的な出前講座となるよう、関係部署と連携を図ります。	・松江市地域防災計画
	5	各部署それぞれで行っている出前講座で、防災に関する講座依頼があった場合には、関係する複数の部署で連携協力し対応していきます。	①出前講座等の内容を踏まえ、関係部署と連携を図ります。	①関係部署と連携し出前講座を実施した。	①感染症対策を講じ、実施できる啓発活動の検討が必要である。	①出前講座等の内容を踏まえ、関係部署と連携を図ります。	・松江市地域防災計画 ・松江市耐震改修促進計画
			②新型コロナウイルス感染予防の観点から、希望に応じて耐震啓発DVD等の耐震啓発教材の貸出を行います。 ③木造住宅の耐震対策に対する出前講座や座談会をモデル地区に指定した地区を中心に、全地域を対象に開催の募集を行います。	②③木造住宅の耐震対策に対する出前講座等は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。	②③なし。	②新型コロナウイルス感染予防の観点から、希望に応じて耐震啓発DVD等の耐震啓発教材の貸出を行います。 ③木造住宅の耐震対策に対する出前講座や座談会をモデル地区に指定した地区を中心に、全地域を対象に開催の募集を行います。	・松江市地域防災計画 ・松江市耐震改修促進計画

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
11 様々な人権課題 基本方針 P35～ P37	1	あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための教育・啓発に努めます。	①教職員、市職員、地域人権教育推進協議会をはじめとする地域の方、企業の経営者及び従業員、保護者など、多くの方を対象とした人権啓発を様々な手法で実施します。 《想定する研修》教職員研修、市の職員研修、市民人権講座、人権を考える市民の集い、松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会主催の研修、PTA対象の人権研修など ②国（法務省人権擁護局・松江地方法務局、人権擁護委員、松江公共職業安定所等）や県（人権啓発推進センター等）、各地域人権教育推進協議会などの関係機関と情報交換を行い、人権課題の解決のために連携した施策を実施します。 ③人権教育は幼児期から発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があるため、学校等や公民館等を含め地域や保護者と連携する取組を実施します。 《想定する取組》 人権週間における取組、公正採用選考人権啓発推進員研修、みんなの人権110番などの相談窓口設置、進路保障推進者研修会、地域安全活動の実施など	①教職員 教職員研修、人権教育学校訪問、人権教育活動推進事業等を積極的に実施した。 ・教職員研修：4回、203人参加 ・学校訪問：41回、575人参加 ・人権教育活動推進事業等：13校、3学園 ②国や県、各地域人権教育推進協議会などの関係機関と情報交換を行い、人権課題の解決のために連携した施策を実施した。 ③学校人権教育訪問では、ほとんどの訪問校で地域等からの参加を得た。	概ね順調に推移 引き続き、各啓発対象機関、対象事業において新たな人権課題の状況を踏まえて啓発活動を工夫して進める必要がある。	①教職員、市職員、地域人権教育推進協議会をはじめとする地域の方、企業の経営者及び従業員、保護者など、多くの方を対象とした人権啓発を様々な手法で実施します。 《想定する研修》教職員研修、市の職員研修、市民人権講座、人権を考える市民の集い、松江市企業等人権問題研修推進連絡協議会主催の研修、PTA対象の人権研修など ②国（法務省人権擁護局・松江地方法務局、人権擁護委員、松江公共職業安定所等）や県（人権啓発推進センター等）、各地域人権教育推進協議会などの関係機関と情報交換を行い、人権課題の解決のために連携した施策を実施します。 ③人権教育は幼児期から発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があるため、学校等や公民館等を含め地域や保護者と連携する取組を実施します。 《想定する取組》 人権週間における取組、公正採用選考人権啓発推進員研修、みんなの人権110番などの相談窓口設置、進路保障推進者研修会、地域安全活動の実施など	

松江市人権施策推進実施計画と実績、成果や課題

第3章 各人権課題への対応

項目	番号	取組の方向性	令和4年度実施計画	①令和4年度実績	②実施状況の検証（成果・課題・改善点など）	③令和5年度実施計画 （年度当初に計画していた事業をすべて）	④関係する計画・条例 （市が策定・制定するもの）
11 様々な人 権課題			＜刑を終えて出所した人＞ ①「社会を明るくする運動」などを通じて、理解を深める活動を実施します。	①「社会を明るくする運動」として以下の活動を実施した。 ・市役所前でのひまわりの花配布 ・市内の中学校へ標語を募集し、受賞作品を「社会を明るくする運動」広報に活用した。 応募数：10校から90編	①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年開催している駅前での街頭広報活動は行わず、電光掲示板やケーブルテレビ等の非接触型の広報を中心に啓発活動を行った。	＜刑を終えて出所した人＞ ①「社会を明るくする運動」などを通じて、理解を深める活動を実施します。	・第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画（地方再犯防止推進計画）
基本方針 P35～ P37	2	今後新たに生じる問題も含めて、それぞれの人権問題の状況に応じて、その解決のため、関係機関と連携して施策を行います。	＜生活困窮者＞ ①生活に困窮している方々が経済的、社会的に自立が可能となるよう支援するため、「松江市くらし相談支援センター」において、次の事業を実施します。 （ア）自立相談支援事業 ・相談件数：4,100件（うち新規相談件数：650件） ・新規プラン作成件数：120件 （イ）住居確保給付金事業 ・新規支給決定件数：60件 （ウ）就労準備支援事業 ・利用件数：25件 （エ）家計改善支援事業 ・利用件数：25件 （オ）一時生活支援事業 ・利用件数：20件 （カ）アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業 ・利用件数：12件 ②「貧困の連鎖」を防止するとともに、将来の進路選択の幅を広げ、社会的自立に結びつけることを目的として、「要保護及び準要保護世帯の中学3年生を対象とした学習支援事業」を実施します。 ＊利用定員：100名 ＊指導回数：全30回（1回60分）	①生活に困窮している方々が経済的、社会的に自立が可能となるよう支援するため、「松江市くらし相談支援センター」において、次の事業を実施した。 （ア）自立相談支援事業 ・相談件数：2,675件（うち新規相談件数：524件） ・新規プラン作成件数：105件 （イ）住居確保給付金事業 ・新規支給決定件数：27件 （ウ）就労準備支援事業 ・利用件数：21件 （エ）家計改善支援事業 ・利用件数：33件 （オ）一時生活支援事業 ・利用件数：8件 （カ）アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業 ・利用件数：21件 ②「貧困の連鎖」を防止するとともに、将来の進路選択の幅を広げ、社会的自立に結びつけることを目的として、令和元年度から「要保護及び準要保護世帯の中学3年生を対象とした学習支援事業」を実施しました。 （ア）利用生徒：81名、指導回数：全30回（1回60分） （イ）本事業利用生徒の高校進学率 ・要保護・準要保護生徒 100.0% 上記（イ）の進学率は、利用生徒81名のうち、回答が得られた77名の実績値	①概ね順調に進捗 令和4年度は令和3年度に比べ、新規相談件数、継続相談件数共に現象したが、80代以上の高齢者からの相談件数については、大幅に増加した。今後も複数の課題を抱える相談者が増加することが見込まれるため、引き続き各関係団体・機関と連携し、相談者が終結に至るまでより丁寧な支援を行う必要がある。 また、就労、住まい、社会的孤立などの複合的な課題を抱える相談者が増加しているため、関係機関と連携を強化し、相談者に包括的・重層的な支援を行う必要がある。 ②概ね順調に進捗 令和4年度に本事業を利用した生徒の高校進学率は100.0%で目標値を達成した。 また、本事業未利用生徒の進学率は、要保護生徒が95.5%、準要保護生徒が98.7%であった なお、松江市全体の進学率は、要保護生徒が96.2%、準要保護生徒が98.8%であった。 本事業の実施にあたっては、利用生徒のプライバシー保護に万全を期し、安心して利用できる学習支援を継続して行う。 あわせて、要保護生徒の全日制進学率が著しく低いことから、要保護生徒の参加を促す取組を行っていく。	＜生活困窮者＞ ①生活に困窮している方々が経済的、社会的に自立が可能となるよう支援するため、「松江市くらし相談支援センター」において、次の事業を実施します。 （ア）自立相談支援事業 ・相談件数：4,100件（うち新規相談件数：650件） ・新規プラン作成件数：120件 （イ）住居確保給付金事業 ・新規支給決定件数：60件 （ウ）就労準備支援事業 ・利用件数：25件 （エ）家計改善支援事業 ・利用件数：25件 （オ）一時生活支援事業 ・利用件数：20件 （カ）アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業 ・利用件数：12件 ②「貧困の連鎖」を防止するとともに、将来の進路選択の幅を広げ、社会的自立に結びつけることを目的として、「要保護及び準要保護世帯の中学3年生を対象とした学習支援事業」を実施します。 ＊利用定員：100名 ＊指導回数：全30回（1回60分）	
			＜人権全般＞ ①本人通知制度を実施します。 ②引き続き隣保館において本人通知制度の周知を図ります。	①本人通知登録者 3人 ②本人通知制度に関する申請書等を隣保館に常時備え付けるなど、来館者に対し周知を図った。	①なし ②概ね順調	＜人権全般＞ ①本人通知制度を実施します。 ②引き続き隣保館において本人通知制度の周知を図ります。	